

第 65 回 愛知県河川整備計画流域委員会 議事要旨

<境川（老津）流域（第二回）>

日時：平成 30 年 8 月 21 日（火）

10 時 50 分～11 時 50 分

場所：愛知県庁 6 階正庁

◇議題

境川（老津）流域（第二回）

- 前回委員会での意見と回答
- 流域及び河川の概要
- 河川整備基本方針（案）について
- 質疑

◇質疑

○河川の現況について

【委員意見】

境川はほぼ全川が未改修とあるが、コンクリート護岸との記述もある。この未改修とはどういう意味なのか。

【事務局回答】

ある一定の計画に基づいた流量を全川にわたって流すことができない、といった意味での未改修である。護岸については、過去にコンクリートで被覆されている。

【委員意見】

治水洪水対策の課題で、背後地資産の状況を踏まえ治水安全度の向上が必要であるとあるが、背後地資産の状況はどのようなものであるか。低地にある水田や農地が資産で、これを守るという意味にとれる。

【事務局回答】

背後地が宅地か農地かという観点、仮にあふれたときにどのような被害が起こるかという観点から、治水安全度の向上を図るという意味である。

○樋門について

【委員意見】

笠松樋門が最大のネックであり、これを解消するのが大前提の川だと思うが、改修の見通しはあるのか。

【事務局回答】

限られた予算の中でどのように対応していくのか、港湾管理者と調整中である。

【委員意見】

笠松樋門は必要断面の 3 分の 1 程度の流下幅しかないということだが、一般に法河川の河口で海岸管理者が樋門をつくる場合、治水上の必要断面を確保することが行われる。ここでは必要断面の確保はされなかったのか。

【事務局回答】

笠松樋門は伊勢湾台風の際、緊急的に海岸堤防の復旧と合わせて整備された樋門である。断面の精査が十分でないまま高潮対策を最優先として整備されたため、このような不整合が生じているものと思われる。

○基本方針について

【委員意見】

河川整備基本方針で30分の1の計画規模で策定とあるが、現実的でないように思う。

【事務局回答】

基本方針では計画規模の最低レベルが30分の1となっている。河川法に定められた将来的な姿や計画的な諸元を定めるものとして必要だと考えている。

○環境について

【委員意見】

川は冷たい風をまちに導けるため、ヒートアイランドの防止にも重要なものである。コンクリート護岸だけでなく植生も考えてほしい。

○浸水被害について

【委員意見】

過去に内水被害があったのは県の管理区間の上流か。直接河川改修とは関係ないものと考えてよいか。

【事務局回答】

そのように考えている。

【委員意見】

河道は未改修であるにもかかわらず、内水被害しか発生していないのはなぜか。川の水位はどのようであったのか。

【事務局回答】

水位について、データ等はない。

【委員意見】

流域内貯留の検討はしないのか。また、内水が発生しなかったら川は満杯になったのか、内水が発生した結果川が溢れなかったのか、そういった検討はしているのか。

【事務局回答】

流下能力と合理式から算出した流量を比較すると大きく差がある。過去の被害状況から流域内で湛水しながら流出していたのではないかと想定はしているが、検討はできていない。